



令和6年6月20日(木) 岐阜県発表資料

担当課	担当係	担当者	電話番号
商業・金融課	資金融資係	井澤 洋	内線 3646 直通 058-272-8374 FAX 058-278-2672

県融資制度「伴走支援型借換資金」の取扱期限の到来 (コロナ資金繰り支援)

県では、民間ゼロゼロ融資の返済開始が本格化している折、その借換需要等に対応する県制度融資「伴走支援型借換資金」にて、資金繰りを支援しています。

先般、当該資金が準拠している国の保証制度の取扱期限延長に伴い、県においても、その取扱期限を同様に延長しました(別添：参考資料)が、6月7日、当該保証制度の再度の延長はない旨、国から公表されていますので、県における当該資金についても同様に、その取扱期限の到来を迎えることとなります。

県においては、引き続き、売上減少など業況が厳しい事業者向けの「経済変動対策資金」、借換え向けの「返済ゆったり資金」等、県制度融資の常設資金により、県内中小企業者・小規模企業者の資金繰りを支援していきます。(別紙)

【「伴走支援型借換資金」融資要件】

融資対象者	経営行動計画書(中小企業者と金融機関の対話により作成する経営改善に係る計画)を作成し、次のうち、いずれかの要件を満たしている者。(国の全国統一制度に準拠) ① 市町村長からセーフティネット保証4号又は5号の認定を受けた者 ② 売上高又は利益率が基準となる期と比較して5%以上減少している者
融資利率	年1.4%(固定)
融資限度額	運転・設備資金 1億円
償還期間	運転・設備資金 10年以内(据置期間5年以内)
事業者負担 信用保証料率	セーフティネット保証を利用する場合：負担なし 一般保証を利用する場合：年0.0~0.95% (※県が0.2%を補給した後の率)
担保	原則として不要(必要に応じて)
保証人	原則、法人代表者以外は不要(法人代表者は必要に応じて)
取扱期限	令和6年6月30日までに県信用保証協会が保証申込を受付したものの、かつ、令和7年3月31日までに金融機関が融資実行したもの
融資申込先	県内各取扱金融機関